

4 身近にふれあうみどりをつくります

(1) 身近な公園・緑地を整備します

①不足する身近な公園などの整備

公園の整備状況、人口分布などを踏まえ、公園が不足している地域において、公園の整備を促進します。

公園整備においては、市域及び地域の状況に応じ、街区公園、近隣公園、地区公園など適正な規模の公園を適正な場所に整備します。

特に不足する身近な公園は、市民の憩いの場や災害時の避難場所として役割を担うため、優先的な整備を推進します。

また、市街地内には利用されていない空地がみられることから、静岡市無償借地公園制度を積極的に活用し、都市公園としての活用を進めます。



大手桜木公園



池の谷公園

静岡市無償借地公園制度（平成26年度）の紹介

効率的・効果的・計画的な公園整備を推進していくため、公園整備費の多くを占める用地購入費を必要としない、土地を無償で貸付けていただく新たな公園整備の制度です。

■無償借地による公園整備の土地条件

- ①10年以上、公園として利用できる土地であること
- ②市が公園整備の必要な地域であると認めること
- ③面積が500平方メートル以上あること
- ④幅4メートル以上の公道に2メートル以上接していること
- ⑤所有権以外の権利が設定されていないこと
- ⑥大規模な造成工事を必要としないこと

■土地所有者のメリット

- ①固定資産税・都市計画税は、毎年1月1日現在の利用状況により課税されます。1月1日に公園として使用されている場合は、地方税法第348条第2項第1号にもとづき、非課税となります。
- ②土地の管理を、市と地域住民が協力して行います。

【緑地政策課】

②都市計画公園の見直し

「静岡市都市計画公園見直しガイドライン」に基づき、都市計画公園の着実な整備に取り組みます。また、長期に渡り未整備となっている都市計画公園については、計画決定当時の目的を検証しながら、都市の現状を踏まえつつ、将来像を見据えた見直しを行い、早期公園整備の実現を目指します。

静岡市都市計画公園見直しガイドライン（平成 25 年度）の紹介

都市計画公園の配置、規模のあり方を検討するとともに、検証と見直しの考え方を明らかにしています。

■都市計画公園見直しの方針

- ①地域の現状に合せた見直し ②公園機能に配慮した見直し
- ③公園整備事業の実現性に配慮した見直し ④市民意向を踏まえた見直し

■3段階による検証・評価

第1段階 各種計画（都市計画マスタープランなど）への位置づけからの検討

第2段階 公園計画及び周辺部の現況などからの検証

第3段階 公園計画の実現性からの検証

※この検証・評価を基に、「事業化の検討」、「都市計画変更の検討」、「都市計画の廃止」の何れかを行います。

【緑地政策課】

③小スペースを活用した小規模緑地等の整備

市街地内に介在する小規模な空地、あるいは公共建築物の建設や道路や河川の整備で発生する空地を有効活用し、小規模な広場・緑地の整備を推進します。

小規模緑地等の整備にあたっては、周辺の類似施設等との機能分担に配慮します。

④老朽化した公園の再整備

公園愛護会や子ども・高齢者などの地域住民の協力を得て、既存公園の遊具やベンチなどの施設の危険性、段差部などのバリアーの有無などについて点検を進めます。

点検結果から老朽化が進んでいる公園、段差などの障壁が多い公園を把握した上で、それらの公園の改修・再整備を着実に推進するために、整備時期などを示した公園整備プログラムの策定を進めます。

快適性や安全性が確保された、よく利用される公園とするために、計画作成、施工、維持管理の各段階においても地域住民の参画を積極的に得ていくものとします。



長尾川

⑤水辺と一体となった公園などの整備

市民が水辺で憩うことができる場を創出するため、河川、遊水地、海岸の水辺と一体となった公園や広場などの整備を図ります。

⑥公園の維持管理の推進

地域住民により構成された公園愛護会などと市との協働により、美化、植栽の管理、遊具の点検など、適切な維持管理を推進します。また、剪定枝のリサイクル活用を推進していきます。

⑦学校グラウンドの活用

小・中学校で一般開放されているグラウンドは、地域住民にとっての身近なレクリエーションの場として、学校との連携・協力により今後も積極的な活用を促進します。

(2) 公共建築物などの緑化を進めます

①公共建築物などの緑量確保の推進

庁舎、生涯学習交流館、図書館、文化施設などの公共建築物は、多くの市民が訪れ、地域のシンボルとなっているものが多くあります。これらの建築物が、民間建築物の良好な景観・みどりづくりのモデルとなるように、静岡市みどり条例による緑化基準の設定などにより緑量の確保を図ります。敷地内については、できる限り高木の植栽に努め、歩行者などからの見た目の緑量の確保を図ります。

また、緑化余地の少ない中心市街地においては、テラスや屋上を活用した壁面・屋上緑化に積極的に取り組みます。



清水テルサ



城北下水道処理場

②公共建築物などの特徴ある緑化の推進

公共施設のみどりにより親しみを持ってもらうために、季節感のある花木の導入、シンボルツリーとなる高木の植栽、市の木・花の植栽、静岡の名産である茶やミカンの木の植栽、親水空間の整備など特徴のある緑化などを推進します。このため、静岡市みどり条例における緑化計画の手引きに基づき、民間施設の緑化の手本となるよう緑化を推進します。

また、植栽の一角の管理を造園などに係る学生や若手技術者などに託し、技術研鑽を兼ねた良好なみどりの空間の形成に取り組んでももらう仕組みの導入も検討します。



グランシップ

③道路のみどりとの一体的な緑地の整備

公共建築物と道路が一体となったみどりを創出するため、公共建築物と道路が接する部分では、公共建築物敷地の一部を活用したポケットパークの整備や植樹帯の設置、あるいは既に道路に植栽されている樹木や草花と調和した植栽などを推進します。



静岡市立高等学校

④学校の緑化の推進

学校は、地域においてまとまったみどりを有している場所であり、そのみどりは環境保全、防災、景観などの面から重要なものといえます。

児童・生徒、さらにはPTA、卒業生などの参画のもと、学校行事や地域イベントなどと絡めながら、校門付近や外周部における地域の顔となる緑化、防災に配慮した緑化などを推進していきます。

また、児童・生徒の学習環境の向上を図るために、校庭緑化を段階的に進めていきます。

⑤地域の集会所、郵便局、派出所などの緑化の推進

各地域にある集会所、郵便局などは、多くの地域住民が訪れ、地域の景観のアクセントとなっている施設もあります。みどりの意識啓発や地域の景観の向上のために、出入口の回りや敷地の余剰地などを利用して、一施設一木運動や一施設一季節の花運動などの展開を図ります。

※公共建築物以外の公共空間の緑化については道路61～62ページ、河川63～64ページに示してあります。

(3) 民有地の緑化を進めます

①住宅地の緑化の推進

a. 各家庭の緑化

市街地内におけるまち並み景観の向上と防災機能の向上を図るため、住宅の生垣設置を誘導します。

また、花いっぱいのもちづくりを推進するために、プランターなどによる緑化の推奨、イベントなどに合わせた苗木、花苗、球根、種の配布、講習機会の拡大などにより、各家庭の緑化を支援します。

b. 中高層マンションなどの緑化

住宅地における中高層マンションなどの大規模建築物は、地域の環境や景観に与える影響が大きいことから、静岡市みどり条例による緑化基準の設定、開発行為の指導、景観法及び静岡市景観条例に基づく大規模建築物等の建築行為の届出などにより、敷地の緑化などを誘導します。



敷地の緑化イメージ

c. 地域ぐるみの緑化

一団の住宅地が開発される場合などには、緑地協定、景観協定、地区計画などの活用を働きかけ、地域住民主体による地域ぐるみの住宅地の緑化を推進します。

緑地協定の紹介

一 緑地協定とは

- ・都市緑地法第45条及び同第54条に基づく協定制度。
- ・一団の土地の所有者などが地域の良好な環境を確保するため、全員の合意により緑地保全・緑化に関する協定を締結することができます。



イメージ

【緑地政策課】

②商業・業務地の緑化の推進

a. 商店街の緑化

人々が多く集まり、賑わいの場所となる商店街では、豊かで潤いあるみどりの創出のために、プランターやコンテナツリーなどを用いた緑化、道路に面する敷地部分の緑化などを図ります。

商店街全体での緑化を推進するために、緑地協定、景観協定、地区計画などの活用を働きかけていきます。



呉服町通り

b. 大規模な店舗・業務施設などの緑化

大規模な店舗や業務施設は、地域の環境や景観に与える影響が大きいことから、景観法及び静岡市景観条例に基づく大規模建築物等の建築行為の届出、静岡市みどり条例による緑化基準の設定などにより、建物緑化や敷地内緑化を誘導します。

③工業地の緑化の推進

大規模な工場や倉庫などにおいては、工場立地法による届出、景観法及び静岡市景観条例に基づく大規模建築物等の建築行為の届出、静岡市みどり条例による緑化基準の設定などにより、建物緑化や敷地内緑化を誘導します。

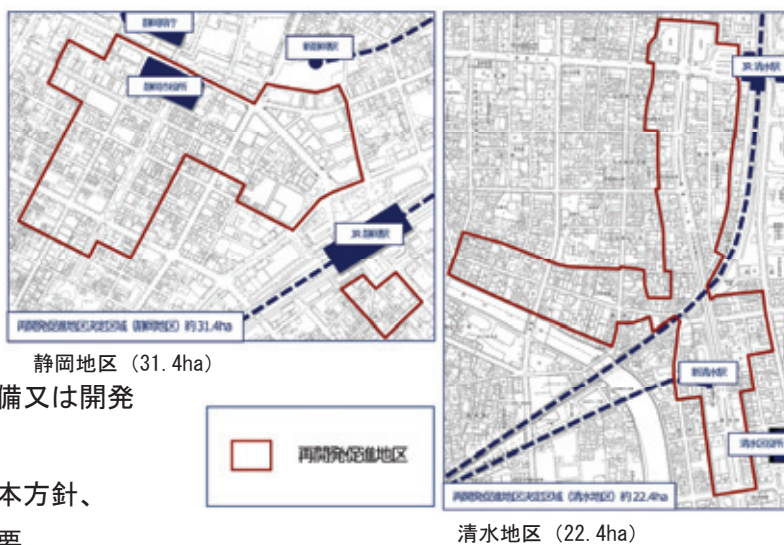
④特定の地区の緑化の推進

本市の拠点となっている地区、市街地整備が進められている地区、周辺のみどりや水辺と一体となったまちづくりが求められる地区などは、緑化重点地区の指定や緑化への助成などにより、公共空間や民有地の緑化、公園・緑地の整備を重点的に推進します。

静岡市都市再開発方針（平成 25 年度）の紹介

静岡市では、都市活動の中心的な役割を担う、主要な市街地のうち、静岡地区と清水地区の 2 地区を再開発促進地区として定めています。

方針の中の「再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要」において、緑化を推進することが位置づけられています。



■「再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要」

一用途、密度に関する基本方針、
その他の土地利用の概要

- ・共同・協調建替等により土地の高度利用を促進し、まとまりのある公開空地、連続性のある歩行者空間などのオープンスペースの確保と緑化を推進し、市街地環境の向上を図る。

一都市施設及び地区施設の整備の方針

- ・共同・協調建替等の誘導による歩道状空地の拡充やポケットパーク等の整備を行う。

【市街地整備課】

（４）市街地内の里山を保全・活用します

①有度山の保全

有度山の樹林地などは、風致地区に指定され、良好な風致が維持されていることから、今後も風致地区の指定を継続します。有度山、名勝日本平は、自然公園、名勝としての指定も継続し、良好な自然環境・景観を維持していきます。

今後、風致地区については、種別や許可基準の見直しを進め、土地利用に応じたきめ細やかな保全を図ります。

また、ボランティアの協力を得て、樹林地の維持管理を推進します。



遊木の森

②市街地内の里山の保全

賤機山、三保海岸、清見寺などの樹林地などは、風致地区に指定され、良好な風致が維持されていることから、今後も風致地区の指定を継続します。世界文化遺産富士山の構成資産である三保松原は、自然公園、名勝の指定も継続し、三保松原保全活用計画に基づき、良好な自然環境・

景観を維持していきます。

その他の市街地内の樹林地などを保全していくために、開発の可能性が比較的高い区域などにおいて新たな風致地区の指定や緑地保全地域の活用を検討していきます。谷津山においては、現在市街化区域であることから、良好な自然環境・景観を保全していくため、市街化調整区域への変更を推進します。

これらの樹林地などは放任竹林などによる荒廃がみられることから、里山保全の講座の開催などによるボランティアの育成、ボランティアに対する竹林伐採や植林に必要な用具や備品の貸出などの支援を図り、里山の保全を進めます。さらに、伐採した竹の有効利用について、関係する事業者や市民活動団体、行政の連携により研究を図ります。



里山の放任竹林伐採

③里山に親しめる緑地の整備と活用

市街地内の丘陵地の樹林地において市民が豊かなみどりに親しめる場を確保するため、既存公園と接する区域や尾根の区域などに市民緑地を整備し、土地所有者、ボランティア、行政の協働による適切な維持・管理を図るとともに、簡易な施設の整備を検討します。

学校が隣接する樹林地においては、土地所有者の協力のもと、その一部を学校林として指定し、簡易な施設を整備することを検討します。

合わせて、樹林地を環境教育、コミュニティ活動、森林を活かした健康増進などの場として活用していきます。



里山の体験学習

(5) 歴史的な樹木を保全・活用します

①社寺の樹林地や歴史的な樹木などの保全

社寺の境内地及び樹林地は、昔から子どもの遊び場、地域の歴史や植生を知る場、コミュニティ活動の場でした。今後そのような場として活用されるよう、社寺林の保存や既存の広場などの維持管理に努めます。

市街地内の社寺林や巨木、ランドマークやアイストップになっている樹木・樹林で植生、歴史性、景観などの点で価値が高いものは、静岡市みどり条例の保存樹木・保存樹林制度、景観法による景観重要樹木指定の活用により、適切に保全を図ります。

国・県・市指定の名勝や天然記念物の樹木は、本市の歴史を伝えるみどりとして今後も適正な管理に努めます。



中蘆科小学校のイチョウ

(6) 市街地周辺・市街地内の農地を保全・活用します

①市街地周辺の一団の農地の保全

低地部の水田、斜面地のミカン畑や茶畑などは、多くが農振農用地区域に指定されています。農地は食糧生産などのほか、自然環境や生物の生息空間などとしても重要なみどりであることから、今後も農振農用地区域の指定の継続により保全します。ただし、将来市街地として計画されている部分については、市街化の進行に合わせて指定の解除を検討します。

市街地周辺の斜面に形成された茶畑やミカン畑は、農業従事者の高齢化や厳しい作業環境などから十分な管理がなされていないものが増えています。これらの農地は、市街地に隣接し、土地保全上も重要な緑地であるため、農地の維持を図っていきます。



日本平の茶畑

②観光農園としての有効活用

久能山南側の国道150号沿いにはイチゴのハウスが広く分布し、1月から5月にかけてはイチゴ狩りや直売が行われ、多くの人で賑わいます。また、沿道は久能海岸に面し景観も優れているため、今後も観光農園として有効活用を図ります。



久能海岸イチゴ狩り

③市街地内の農地の保全

市街地内の農地については、都市の環境保全、公害や災害の防止など、良好な都市環境の形成を図るための貴重な緑地としての機能を有することから、生産緑地地区制度を活用し、適切な維持管理、市民農園や食育の場などとしての活用を図ります。

市民農園については、静岡市ふるさと農力チャレンジ事業（コミュニティ農園開設事業）の活用を促進し、農園内の環境向上により周辺の景観と調和したものとしていきます。また、公園内などに市民が栽培・園芸の技術を学習する場としての市民農園・体験農園の設置・活用を推進します。

静岡市ふるさと農力チャレンジ事業（コミュニティ農園開設事業）の紹介

一対象となる事業

農園の新規開設に係る事業で以下の要件を全て満たすもの。

- ・ 開設するコミュニティ農園の農地が市内にあること
- ・ 5アール以上のまとまった農地であること
- ・ 1区画当たりの面積が30㎡以上50㎡以下であること
- ・ 開設者が、当該コミュニティ農園の利用者に対して農業指導を行うこと
- ・ 開設者がコミュニティ農園を3年以上継続して運営することが見込まれること

一対象となる経費

- ・ 圃場整備に要する経費
- ・ 給排水施設の設置に要する経費
- ・ 便所の設置に要する経費
- ・ 看板の設置に要する経費
- ・ 農機具小屋の設置に要する経費 など

一補助金の額

- ・ 補助金対象経費に2分の1を乗じて得た額（ただし、上限額30万円）

【農業政策課】



静岡市みどり条例に基づく緑化基準の設定

■ねらい

みどりが溢れ潤いある市域の創出のために、住宅地、商業施設、業務施設、工業地及び事業所、さらに公共建築物の外構などは貴重な空間です。

静岡市みどり条例では、市民・事業者・行政が協働でみどり豊かなまちを創出していくために、公共建築物と事業所等を対象とした緑化基準を設定します。

■内容

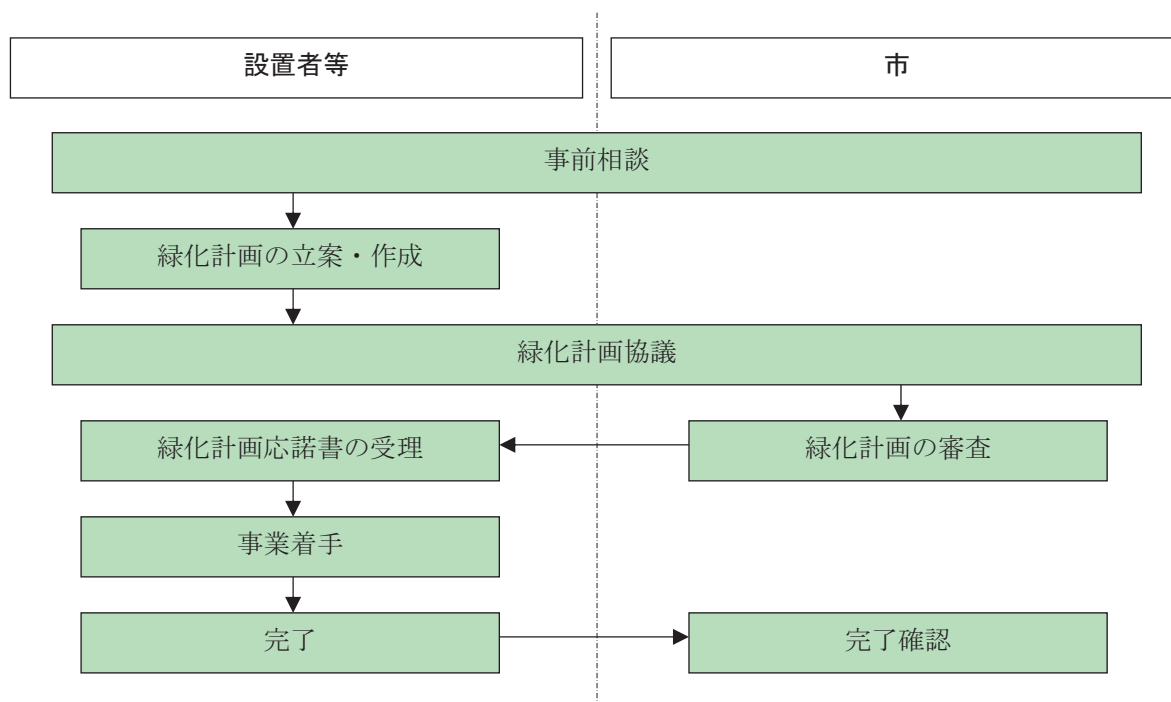
①緑化基準の設定

- ・市が設置する公共建築物は、敷地面積の15%を目標とし、5%の緑化を義務化します。
- ・敷地面積1000㎡以上の民間施設（住宅、商業業務施設、工場・事業所等）は、敷地面積の10%を目標とし、5%の緑化に努めます。
- ・緑化する場所は、敷地内及び建築物の壁面・屋上を対象とします。

②届出の仕組みの導入

- ・建築物を建築しようとする者は、建築行為の計画段階において緑化に関する計画を市に届け出るようにし、市で緑化基準を満たしているか確認するようにします。

届出の仕組みのイメージ



【緑地政策課】

5 安全や環境に配慮した質の高いみどりをつくります

(1) 災害から市民を守るためのみどりをつくります

①災害時にも役立つ身近な公園の整備

身近な公園は、地震災害時において、各地区における一時的な避難地、津波発生時の緊急避難地、市街地の延焼の遅延や防止、災害復旧、避難生活のスペースなどとして欠かせない空間です。

身近な公園の配置には地域的な偏りがみられることから、不足している地域において身近な公園の整備を推進し、適正配置を目指していきます。

②広域避難地となる公園などの防災機能の向上

広域避難地は、地震に伴う市街地火災から避難者を保護する役割を有しています。また、被災後は、生活物資などの集積・配送、避難生活の場などとして機能します。本市においては、大規模な公園や河川敷のスポーツ広場、学校などが広域避難地に指定されています。

広域避難地となっている公園などにおいては、整備プログラムを作成した上で、耐火性の強い樹木の植栽、平坦な広場の確保に努めるとともに、消防資機材置場、貯水施設、備蓄倉庫などの防災上必要な施設を充実し、地域の避難・救護復旧活動の拠点となるよう整備していきます。

また、広域避難地が不足している地域においては、想定する避難者を収容できる広さや津波の危険性を考慮し、地区公園などの整備を図ります。

③身近にある既存の公園などの防災機能の向上

阪神淡路大震災や新潟県中越地震、東日本大震災において、身近な公園は、避難生活場所、食料などの配給拠点、地域情報の提供の場などとして機能していました。本市においても身近な公園はそのような役割を担うものと思われます。

そのため、既存の公園などにおいて、自主防災組織の防災対策と連携しつつ、適宜、平坦な広場の確保、トイレなどのバリアフリー化、簡易トイレや浄水器、調理器具、発電装置などを備えた倉庫の設置などを推進します。

④災害時帰宅困難者を受け入れる公園の充実

本市には周辺市町からの通勤者が多く、災害時には多くの帰宅困難者が発生することが予想されます。

災害後に発生する帰宅困難者を一時的に収容するために、JR静岡駅や清水駅などの周辺にある既存公園などにおいて、防災機能の向上を一層推進します。

整備・改修においては、帰宅困難者の収容の場などとなる広場の拡充、災害時に飲料水や生活用水を供給する施設の設置、簡易なトイレ設備の整備などを進めます。

⑤避難路・延焼遅延となる幹線道路の緑化

街路樹は、地震、津波及び市街地火災時において、避難時における火災からの保護、道路や河

川とあいまって延焼の遅延・遮断、沿道建築物の倒壊による被害の軽減などの役割を担います。

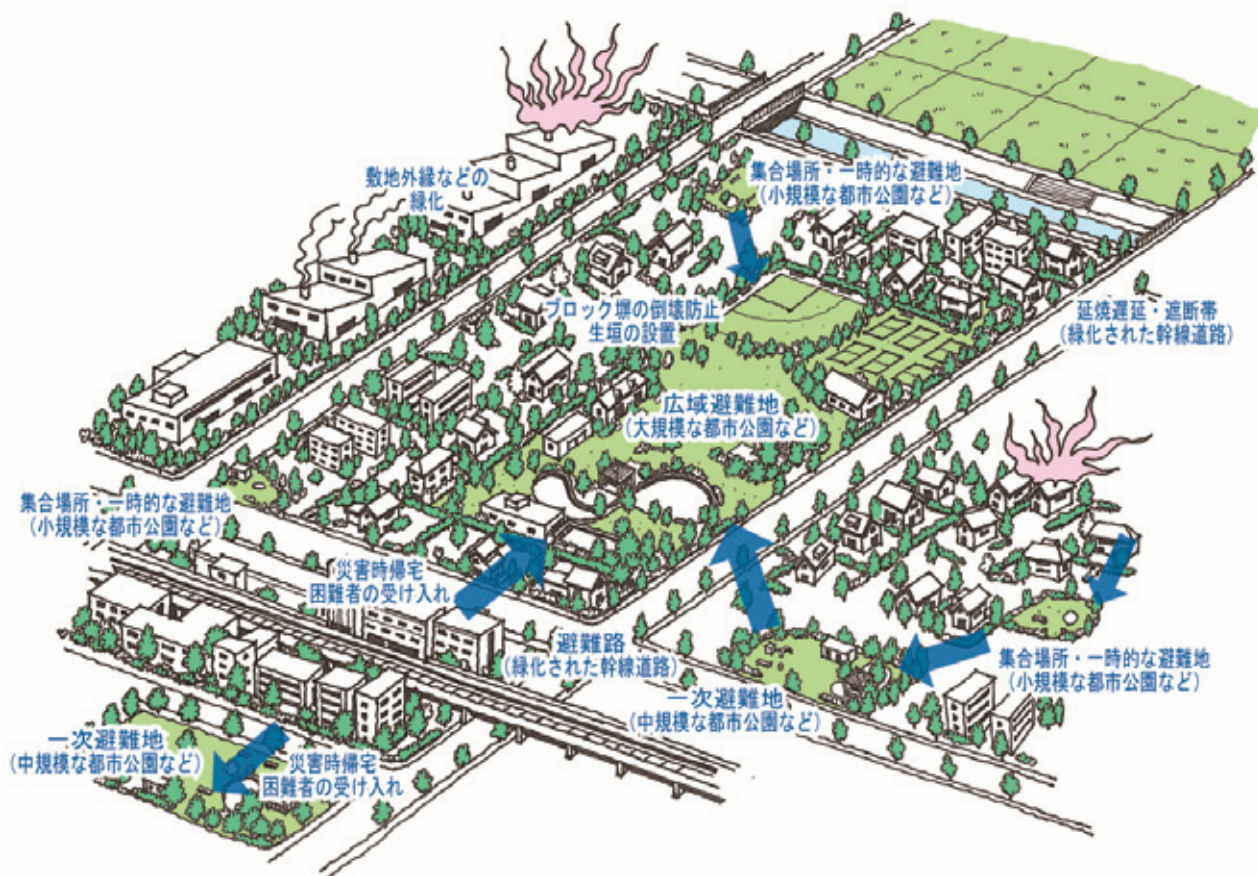
一次避難地から広域避難地ないしは郊外の一団の農地などに向かう幹線道路においては、災害時の避難路としての安全性の確保に効果的な街路樹の植栽を、既存街路樹の樹種転換を含めて推進します。あわせて、沿道の樹林地などの保全や民有地の緑化を図ります。

⑥市街地における生垣設置などの促進

災害が発生した場合、市民はあらゆる道路を利用して、一次避難地や広域避難地へ移動すると想定されます。そのため、市街地内の道路においては、全てにおいて、防災性を高めておくことが求められます。

よって、住宅などにおいては、ブロック塀の倒壊を防止するとともに、延焼防止にもなるよう生垣の設置を推進します。また、商業・業務施設や工場敷地などにおいても、延焼防止などのために、生垣などによる緑化を推進します。

災害から市民を守るみどりのイメージ



静岡市地域防災計画 地震対策編（平成 25 年度修正）の概要

危険地区における災害の予防

地震災害の予防対策として、避難地、避難路の指定などを定めています。

一 要避難地区の指定

- ・地震災害の危険度から判断して、津波の浸水、山・がけ崩れ及び延焼火災の発生の危険が予想され、避難対策を推進する必要がある地区を要避難地区として指定。要避難地区には、避難地、幹線避難路などを指定。

一 避難地などの指定

- ・要避難地区の状況に応じ、住民の避難のための避難地などを指定。
- ・延焼火災発生時における避難のため、広域避難地または幹線避難路を指定。

〈広域避難地〉地震発生後、市街地の火災などから避難者の生命を保護するため、生命の安全確保が可能な場所とし、防災資機材などの設置により援護、情報活動などの拠点として機能し得る場所とします。

現在、29箇所が指定、その内6箇所が都市公園となっています。

〈一次避難地〉要避難地区において広域避難地に到達するまでの間の中継的な位置に設置し、住民の避難誘導、情報伝達を行うとともに、防災倉庫、救護所などを設置し、地域における救護活動の中心となる場所とします。

現在、258箇所が指定、その内51箇所が都市公園となっています。

〈津波緊急避難場所〉津波発生時に一時的に避難する場所で、津波の危険がなくなった場合には、避難地等に移動すべき場所として位置づけており、原則として津波避難対策ライン内であり、津波浸水想定区域外のオープンスペースとします。

現在、49箇所が指定、その内25箇所が都市公園となっています。

〈幹線避難路〉住民を安全迅速に広域避難地へ避難させる道路などであり、広域避難地に通じる幅員15m以上の道路または幅員10m以上の緑道であること、相互に交差しないことなどの要件を満たす道路などを指定。一次避難地までの経路は、住民の任意の判断または自主防災組織ごとに定めます。

【防災対策課】

(2) 誰もが安全で快適に利用できるみどりをつくります

① 既存の公園・緑地などの点検

誰もが安全で快適に利用できる公園・緑地とするために、公園利用者や地域住民の参加を得て、遊具や広場などの施設、植栽、段差部など公園・緑地の現状や課題などの点検を進めます。

② バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した公園・緑地づくり

既存の公園・緑地は、点検の結果を踏まえ、安全な遊具への改修、段差の解消など、誰もが安全で快適に利用できる公園とするための改修・再整備を、地域住民と市が協力して推進します。

新規の公園・緑地などの整備においては、事前に地域住民の意見を聞きながら、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮するようにします。

既存・新規の公園・緑地のバリアフリー・ユニバーサルデザインを推進していくにあたっては、「静岡市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」に適合させていきます。

また、植栽については、花が咲き、実が成り、香りがするものなど、誰もが四季を感じ、楽しむことができる植栽となるよう努めます。



下川原南公園

(3) 生物多様性を守るみどりをつくります

①生物の生息・生育場所となる緑地帯の形成

里山の生物の生息・生育場所の保全、清流の保全、海岸における生物の生息・生育場所の保全、希少野生生物の保護対策の推進などを総合的に進めるとともに、これらの周囲においても、各種法制度を活用した緑化方策等を推進し、生物の生息・生育場所を守る緑地帯の形成を図ります。

②生物の生育・生息場所に配慮した公園・緑地などの整備

公園・緑地などの整備・改修にあたっては、生態系への配慮に努めます。

公園などの整備においてはビオトープの設置、河川改修などにおいては、環境に配慮した河川整備の実施など、整備・改修時に生態系に配慮した適切な手法を導入します。



浅畑川

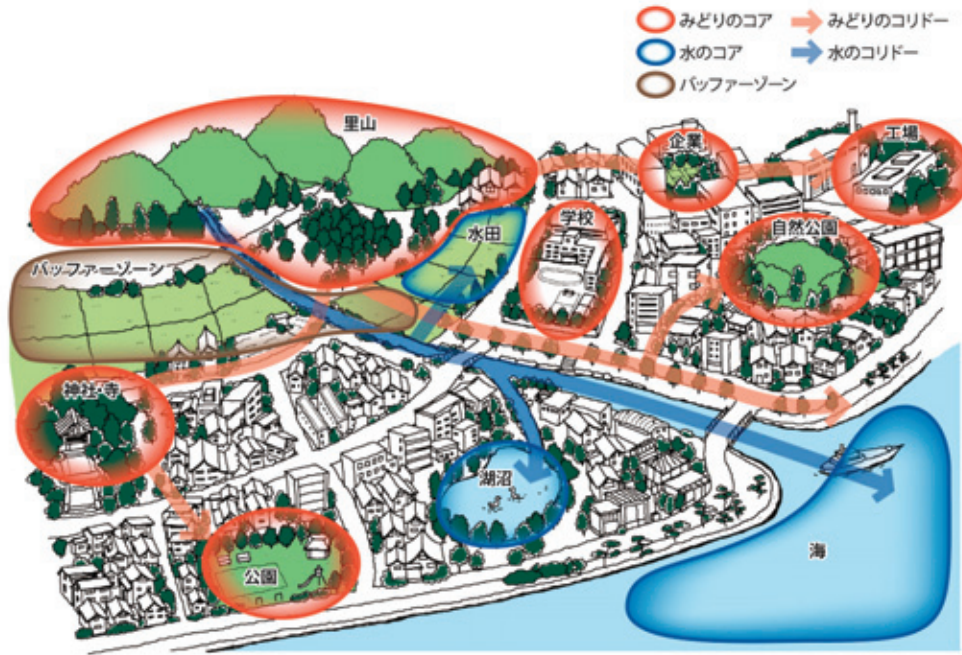
③生物の生息・生育場所のネットワークの構築

中心市街地における緑地の整備、道路緑化の推進、身近な公園・緑地の整備、民有地の緑化誘導などによる市街地の緑化、あるいは河川の多自然化、港湾・人工海浜における緑地整備などによる水とみどりのネットワークの拡大を効果的に進めることにより、生物の生息・生育場所のネットワークの構築を図ります。

④自然体験などの実施

生態系に配慮して整備・改修した公園・緑地では、子どもや親子を対象とした自然体験・自然学習などの実施を進め、体験を通じた維持管理意識や地域住民の公園・緑地への愛着を高めます。

エコロジカルネットワークのイメージ



コア

- ・生物多様性の保全を優先的に進める地区

コリドー

- ・コア・エリア間の物理的なつながり、生態学的結合性を維持する地区

バッファゾーン

- ・悪影響を及ぼす可能性のある外部影響からネットワークを保護する地区

(4) 美しく豊かなみどりをつくります

①豊かなみどりの創出

建築物の敷地内や公園内の緑化を図る場合は、芝などの地被植物や低木などの植栽による緑被率向上の意識や見た目の緑量を確保するために、高木植栽や壁面緑化を推進します。

また、これら敷地内緑化推進は、静岡市みどり条例に基づく緑化基準の設定や緑化ガイドラインを踏まえます。

②美しいみどりの創出

みどりの創出にあたっては、樹木の植栽パターンや花の植栽デザインに配慮して、より美しいみどり空間を創出するよう努めます。維持管理についても、木々の剪定技術の普及・向上、あるいは年間を通じた良好な花壇の維持のための知識・技術の普及を図ります。

これを推進するため、緑化ガイドラインの作成や講習会の拡充などを図ります。

③特色あるみどりの創出

市民のみどりや公園への関心・利用を高めるためには、特色のあるみどりや公園を創出することが大切です。

その場所の特性に合わせて、四季を感じることでできる樹木や草花、実のなる樹木、郷土の樹木や草花の適宜植栽、地域の歴史資源の活用、周辺の環境や景観の活用などを図っていきます。

さらに、静岡らしさを打ち出すために、特産物である茶やミカン、旧東海道の松、市の木「ハ

ナミズキ」市の花「タチアオイ」などの植栽を推進します。

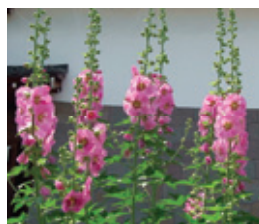
特色を出すにあたっては、市民参画による公園の計画づくりに努め、地域の特性や意向を十分に踏まえるものとします。



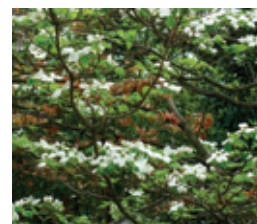
茶



ミカン



タチアオイ



ハナミズキ

④みどりの眺望の保全・整備

本市には、南アルプスから市街地周辺のみどり豊かな山地、安倍川や興津川、富士川、駿河湾を望む海岸など、素晴らしい自然景観があり、それらとまとまりある市街地、変化に富んだ地形の組み合わせによって、富士山をはじめとする静岡市らしい美しい眺望を楽しむことができる場所が市内に多数あります。

優れた眺望を保全し、さらには印象を高めるために、指定眺望地点や富士山を始めとする本市特有の景観を眺望できる場所において、環境保護や周辺の緑地の保全・整備を図ります。



資料：静岡眺望MAP

基本方針5の核となる方策

災害時帰宅困難者を受け入れる公園の充実

■ねらい

本市には周辺市町からの通勤者が多く、東海地震などの地震あるいは火災などの災害時には多くの帰宅困難者が発生することが予想されます。J R静岡駅や清水駅などの交通拠点の周辺にある既存公園などにおいて、災害後に発生する帰宅困難者を一時的に収容するために、防災機能の向上を一層推進します。

■内容

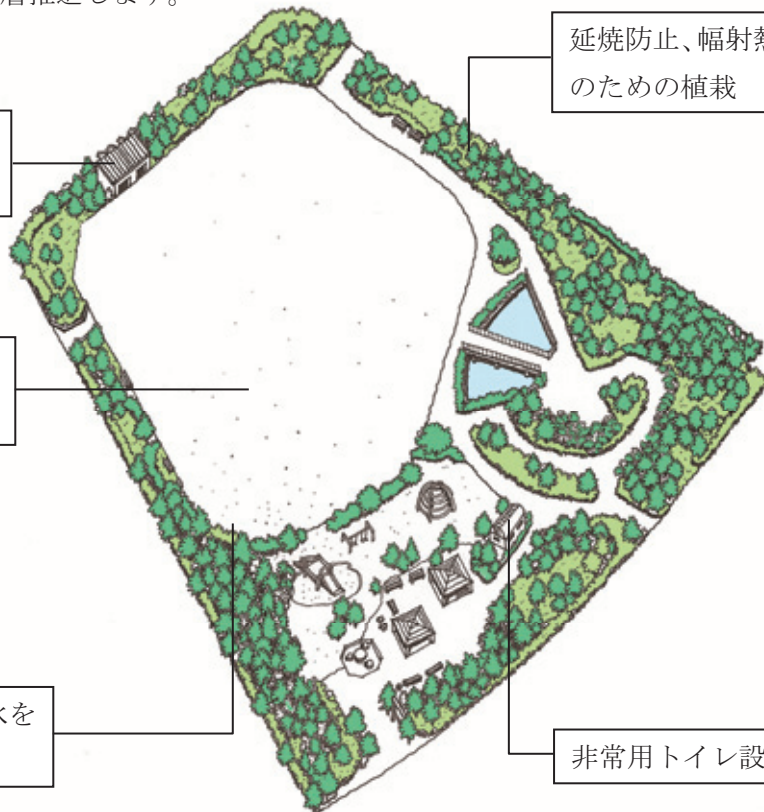
備蓄倉庫（食料、テントなど）の充実

一時的な避難生活のスペースとなる広場の拡充

災害時に飲料水、生活用水を供給する施設の整備

延焼防止、輻射熱の遮断のための植栽

非常用トイレ設備の整備



【公園整備課】

基本方針5の核となる方策

バリアフリー・ユニバーサルデザイン公園の整備

■ねらい

子どもや高齢者、障害を持つ方など、市民の誰もが安全で快適に公園を利用できるよう、公園のバリアフリー・ユニバーサルデザインを計画的に進めます。

■内容

新規公園の整備および既存公園の改修・再整備において、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）」及び「静岡市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」に基づき、バリアフリー・ユニバーサルデザインを推進します。

バリアフリー・ユニバーサルデザイン公園のイメージ

公園の出入口及び駐車場と主要な公園施設とを結ぶ園路など

- ・ 出入口、通路、階段及び傾斜路は、歩きやすいように、十分な幅を確保し、かつ、緩やかな勾配などとする。
- ・ 主要な公園施設は、バリアフリーなどに対応した上記の園路などに接続させる。

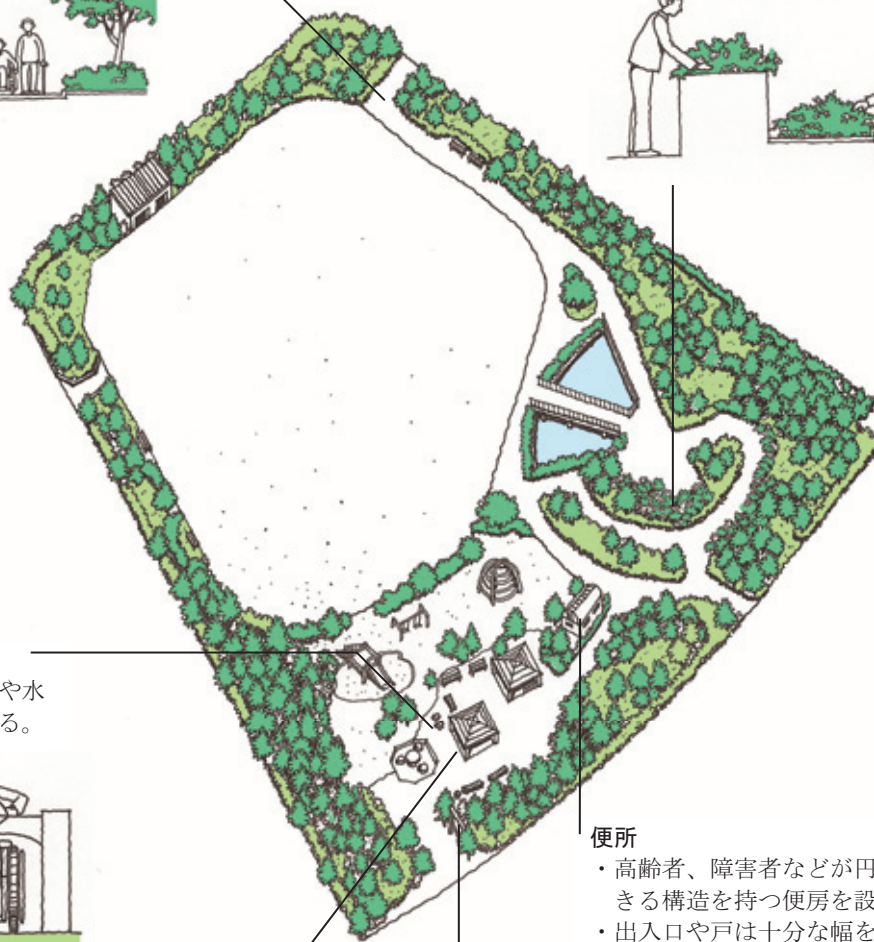


駐車場

- ・ 駐車場のうち一定の割合の数を車いす使用者用の駐車施設とする。
- ・ 駐車場は十分な幅をとり、車いす使用者用駐車施設の表示をする。

花壇など

- ・ 子どもから高齢者、または車いす使用者など全ての人が、花壇に容易に触れることができるよう、高さや形を工夫する。
- ・ 花壇に近づきやすいように、適宜、花壇周辺を舗装する。
- ・ 樹木にも触れることができるように、樹木周辺の舗装やボードウォークの整備など、周辺の整備を適宜行う。



水飲場・手洗場

- ・ 使いやすい水栓や水受けの高さにする。



屋根付広場（あずまや）

- ・ 車いす使用者の円滑な利用に適した広さや出入口の幅などとする。

休憩所や管理事務所

- ・ 車いす使用者の円滑な利用に適した広さ、出入口やカウンターの幅や高さ、便所の構造などとする。

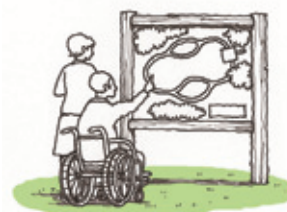


便所

- ・ 高齢者、障害者などが円滑に利用できる構造を持つ便房を設置する。
- ・ 出入口や戸は十分な幅を確保し、支障となる段を設けないようにする。

掲示板及び標識

- ・ 表示された内容が用意に識別できるものとする。
- ・ 適宜、点字案内や音声ガイダンスを取り入れる。



【公園整備課】

6 市民・事業者・行政が協働でみどりをつくり・守ります

みどりに関する意識醸成、みどりに関する計画づくり、みどりの創出・保全・維持管理の各段階において、市民・事業者・行政の協働ないしは市民・事業者の参画を推進するための方策を実施していきます。

みどりの種類 参画・協働 の段階	里山、一団の農地など ・市街地を囲むみどり ・市街地内の大きなみどり	公園・緑地、道路、 河川など ・みどりと水のネットワ ーク ・みどりと水と歴史の拠点 ・公共施設のみどり	住宅地、商業地、 工場地など ・市街地のみどり (公共施設のみどりを除く)
みどりに関する 意識の醸成	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; background-color: #d9ead3; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">みどりに係わる情報の受発信</div> <div style="border: 1px solid black; background-color: #d9ead3; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">みどりに関するイベント等の充実</div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 5px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; background-color: #d9ead3; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">子どものみどりの学習機会の充実・市民のみどりの学習機会の充実</div> <div style="border: 1px solid black; background-color: #d9ead3; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">緑化活動の表彰などの推進</div> </div>		
みどりに関する 計画づくり	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; background-color: #d9ead3; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">市民参画による 公園・緑地などの 計画づくりの推進</div> </div>		
みどりの創出・保全・ 維持管理	<div style="border: 1px solid black; background-color: #d9ead3; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">協働によるみどりの維持管理の仕組みづくり</div> <div style="border: 1px solid black; background-color: #d9ead3; padding: 5px;">市民活動団体・地域団体の緑化活動の支援</div>		<div style="border: 1px solid black; background-color: #d9ead3; padding: 5px;">各家庭・事業者など による緑化活動の 支援</div>

(1) みどりとまちを育む心を育てます

①みどりに係わる情報の受発信

a. ガイドブック、ガイドマップ、ホームページなどの作成

市の公園・緑地、街路樹、保存樹木や保存樹林、緑化手法など、みどりに係わる様々な情報を市民・事業者に提供するために、自然体験や緑化の情報、みどりに係わる市民活動団体の活動事例など市のみどりに係わる情報の受信・蓄積・発信及び市の緑化に関する取組をアピールするポータルサイトの構築を検討します。

また、住宅内の花壇設置や樹木の植栽など、個人住宅の緑化の意識を高めるためのガイドブックや市内の公園、美しい街路樹など、みどりの見所を記すガイドマップの作成なども検討します。

b. みどりの相談窓口の開設

プランターや花壇などの身近なみどりの育て方、市内のみどりや公園の紹介、各家庭などで不要になった樹木のリサイクルの斡旋など、みどりに関する指導や相談、情報提供などを行うみどりの相談所の設置を検討します。

②みどりに関するイベントなどの充実

市民のみどりに対する意識の向上とみどりに親しむ機会の創出のため、多くの人が集まる中心市街地などにおいて、商店街を花で飾るイベント、花卉の販売・相談会などの開催を図ります。

また、市街地周辺の里山や水辺を会場にした自然体験、文化祭などのイベントの開催も図っていきます。

さらに、花の種の配布、各種講座・イベントなどを、一定期間に集中開催する緑化キャンペーンの実施についても検討します。



園芸市

③子どものみどりの学習機会の充実

a. 身近な公園や校庭を利用した学習の充実

生涯学習交流館や市民活動団体などにより、身近な公園や校庭において身近にある植物や昆虫などを観察するプログラムが提供されています。

今後は、各地域において、学校、子ども会、公民館、市民活動団体などが連携し、総合的な学習の時間や放課後の地域活動に、身近な公園や校庭を利用したみどりの学習プログラムを実施することを推進していきます。

b. 市街地周辺の里山や水辺での学習の充実

本市は、市街地がコンパクトで、みどり豊かな丘陵地や駿河湾・大河川が市街地に近接していることから、これらの場所を活用して、学校や市民活動団体などによりみどりの学習が行われてきました。

今後もみどりの学習の場として、里山、海岸、河川に生息している植物、昆虫、魚、野鳥などの観察、茶摘みなどの農業体験、さらには、放任竹林の伐採や堤防の草刈などのボランティア活動の体験を推進していきます。

さらに、学校の近隣に里山や田畑がある場合には、土地所有者の協力を得て学校林や学級農園を設置し、PTAや自治会・町内会などと一緒に、森づくりや野菜・土づくりなどに継続的に取り組むことを図ります。

c. 環境教育との連携

みどりに関する学習は、環境教育の一環と考えます。みどりに関する学習の推進にあたっては、「静岡市環境教育基本方針」に基づき、市関係課及び環境に係わる市民活動団体などと連携を図りつつ、より効果的に実践できるよう努めます。

また、子どもの自然学習、ボランティア活動、レクリエーション活動を展開する、クラブ・団体の創設を図ります。

④市民のみどりの学習機会の充実

a. ガーデニングの講座・講習会の開催

近年のガーデニングブームに対応するため、シルバー人材や市民活動団体などとの協働によりガーデニング講座、生垣管理講習会などの実施に努めます。



緑化講習会

b. 森林・里山の学習・体験活動

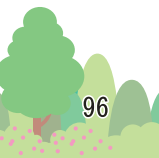
身近な自然とのふれあいに対する要望の高まりに対応するため、植物観察やバードウォッチングなど、森林や里山の環境学習の実施に努めます。

さらに、間伐体験や下枝打ち体験など森林・里山の維持管理に係わる体験の実施、タケノコ堀体験、炭づくり体験、草木を使ったおもちゃづくり体験、料理体験など、森林・里山の資源を活用した体験の実施に努めます。

c. 身近な公園や田畑などにおける学習・体験活動

公園や緑地、街路樹など、市街地内のみどりを活用した学習、観察会などを開催することにより、市街地の身近なみどりに対する市民の愛着を高めます。

さらに、市街地内農地における栽培、収穫などの農業体験を実施し、市街地内農地の保全に努めます。



⑤緑化活動の表彰などの推進

現在実施されている花壇コンクールや緑化作品コンクール、緑化功労者の表彰を継続し、緑化意識の高揚に努めます。

さらに、市民・事業者の積極的な緑化や、より美しいみどりの創出を図るため、静岡市みどり条例に基づき、緑化目標以上の緑化が施された公共建築物や事業所等を、「優良緑化建築物」として認定するとともに、特に優れているものについて表彰を行います。

花の寄席植え、フラワーアレンジメント、草花のリースなどを市民から募り、中心市街地に配置し、優秀な作品を表彰するコンテストの実施などについても検討します。

コンクールの実施や表彰などの様子は、広報紙などにより、広くPRしていきます。



花壇コンクール

(2) 市民・事業者・行政が協働でみどりをつくり守る体制を整えます

①市民参画による公園・緑地などの計画づくりの推進

公園・緑地の整備・改修などの計画づくりにおいては、地域住民や近隣事業者が参加するワークショップを開催し、市民参画による計画づくりを進めます。

また、整備・改修においても、可能な範囲で地域住民の参画を募った公園づくりなどに取り組み、地域住民に愛される公園・緑地づくりを進めます。

②協働によるみどりの維持管理の仕組みづくり

a. 愛護会による公園の維持管理

地域住民により構成された公園愛護会による公園の管理や美化活動を今後も推進していきます。公園愛護会のない公園については、地域住民に設立を働きかけていきます。

b. アドプト制度などによる道路・河川の維持管理

市民・事業者と行政が一体となって道路の清掃活動や植樹帯の緑化、川の清掃活動などを進めるために、道路サポーター制度や河川環境アドプトプログラムの活用を進めていきます。

また、街中の公園や遊休市有地の花壇等において、広報活動を許可することにより民間活力を積極的に導入する手法などについて検討していきます。

c. 森林・里山保全、空地活用の体制づくり

市街地内にある丘陵地の樹林地などは放任竹林などの荒廃がみられるため、土地所有者とボランティアを結びつけ、竹林伐採や植林などを進めるための体制づくりを図ります。

また、市街地に利用されていない空地がみられ、環境・景観上好ましいとはいえないことから、土地所有者と地域団体などを結びつけ、一定期間緑地としての活用を進めるための体制づくりを図ります。

静岡市協働パイロット事業の紹介

市民活動団体と市の協働を進めるため、協働ノウハウの習得や実践を通じた相互理解の推進を目的とする試行的な事業としてパイロット事業を実施しています。例年、5月に募集し、6月に審査、年度内に事業実施となっています。

ー平成17年採用事業「森林と川体験ワークショップ」

- ・主体 : みどり情報局静岡 (S-GIT)、静岡市農林総務課、市民生活課
- ・協力機関・団体 : ホールアース自然学校、静岡県林業技術者協会、興津川保全市民会議、興津川非出資漁業協同組合
- ・ワークショップ : 第1回 森林のしくみとその働きを知ろう
 - ー講義、工作学習など
- 第2回 森を知り森でとことん遊ぼう
 - ーハイキング、講義、チェーンソーの体験、キャンプなど
- 第3回 身近な川、興津川を知ろう、体験を通じて生活を見直そう
 - ー講義、鮎釣りなど

【男女参画・市民協働推進課】

(3) 市民・事業者の緑化活動を活発にします

①各家庭・事業者などによる緑化活動の支援

市民の生活空間をみどりで豊かにするために、苗木、花苗、球根、種の配布など、緑化を支援する方策のPRを積極的に進めます。

また、緑化重点地区などにおける緑化助成、各家庭などで不要になった樹木のリサイクルなど、新たな仕組みや制度の創設についても検討を進めます。

②市民活動団体・地域団体の緑化活動の支援

地域の花いっぱい活動や荒廃の進む森林などの保全活動などに取り組む市民活動団体や地域団体を支援するため、用具や備品の貸し出し、花づくりや木竹伐採などの研修、活動助成などを進めます。緑化に係わる市民活動団体や地域団体が、更なる活動の活性化や技術向上のために相互に情報交換したり、協力して活動したりできるよう、団体リストの作成、意見交換会の開催などの支援を図ります。

さらには、ボランティアの確保や活動の活性化のために、活動の実績に応じてメリットが得られるボランティアやコミュニティの仕組みの検討を進めます。

また、各種情報の提供や専門家の派遣などにより、新たな市民活動団体の設立の支援を図ります。



国道150号沿い花壇ボランティア活動

基本方針 6 の核となる方策

(仮称) みどりの相談プラザの開設

■ねらい

市民のみどりへの意識を醸成するとともに緑化技術の向上を図るために、みどりのまちづくりの拠点となる（仮称）みどりの相談プラザの開設を検討します。

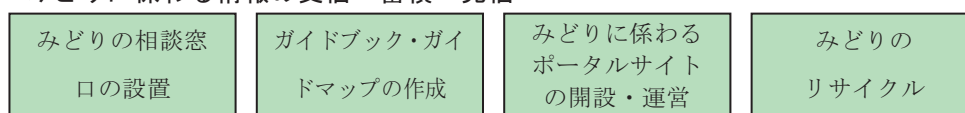
■内 容

(仮称) みどりの相談プラザ

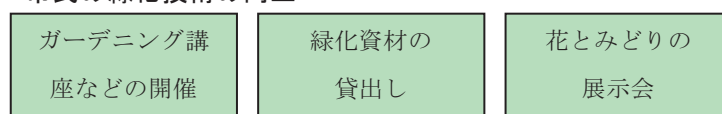
運営：市、緑化に係わる市民活動団体など

○役割

みどりに係わる情報の受信・蓄積・発信



市民の緑化技術の向上



- ・市が管理する公共施設内に、（仮称）みどりの相談プラザを設置します。
- ・プラザは、市と緑化に係わる市民活動団体などが連携して運営します。
- ・プラザの主な役割は、「みどりに係わる情報の受信・蓄積・発信」と「市民の緑化技術の向上」です。
- ・みどりに係わる情報の受発信については、みどりの相談窓口の設置、ガイドブック・ガイドマップの作成、インターネットを利用したみどりに係わるポータルサイトの開設と運営、各家庭などで不要になった樹木のリサイクルの斡旋などを推進します。
- ・市民の緑化技術の向上については、ガーデニング講座など各種講座・講習会の開催、あるいは緑化資材の貸出しなどを推進します。
- ・プラザには自主財源確保やみどりに係わる新たな施策の推進も求められると想定されることから、プラザの運営状況などを踏まえ、将来的に財団などの公益法人としていくことも想定します。

【緑地政策課】